

## 調布市議会改革検討代表者会議第13回会議日程

平成24年 7月24日午後2時  
於 全 員 協 議 会 室

### 1 第12回代表者会議における合意事項

- (1) 陳情・請願の取扱について【合意資料8】
- (2) 議会報告会・市民との意見交換会等について【合意資料8】
- (3) 市民への議会報告実行委員会要領（案）について【資料39】

### 2 検討・協議事項

- (1) 少数会派について 継続協議
- (2) 常任委員会等の動画配信等について
- (3) 資料等のデジタル化推進について
- (4) 本会議場におけるプレゼンテーションツール導入について
- (5) 議会広報特別委員会設置について
- (6) パネル等補助資料使用時届出について
- (7) 代表質問再質問・まとめについて
- (8) 本会議場における報告範囲拡大について

### 3 その他

|  |
|--|
| 合意資料8：第12回代表者会議合意事項<br>資料38：第13回検討資料<br>資料39：市民への議会報告実行委員会要領（案）について<br>資料40：少数会派について座長提案 |
|--|

合 意 事 項

第13回代表者会議報告  
(平成24年7月24日)

| 分野                                  | 提案番号         | 分野別提案事項一覧表                                 |    |   |   | 確認事項  | 方向性                        |
|-------------------------------------|--------------|--|----|---|---|---|----------------------------|
|                                     |              |  | 予算 | 主旨・目的   | 座 長 案   |   |                            |
| 1. 陳情・請願の取扱について(整理表協議事項番号5)         |              |  |    |   |   |   |                            |
| ⑤ 陳情・請願                             | 43           | 国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする |    | 陳情・請願の状況を明らかにし、開かれた議会を目指す。  | □毎年定例的に同様の趣旨内容で提出される国・都への意見書提出を求める陳情については、議会運営委員会の協議を経たうえで、議長が判断することとする。  | □先例・申し合わせにおける「審査にならない等の陳情書」の取扱7項目以外の取扱に準じた扱いとする。  | ■陳情・請願内容を明らかにし、開かれた議会を目指す。 |
| 2. 議会報告会・市民との意見交換会等について(整理表協議事項番号3) |              |  |    |   |   |   |                            |
| ③ 議会と市民との関係                         | 16           | 議会報告会                                      | ○  | 議会は、議会活動に関する情報公開を進めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。また、多様な市民の意見や要望等を把握することも求められている。 | □開かれた議会を目指すため、これまで以上に市民への情報提供と説明責任を果たすとともに、多様な市民の意見や要望等を把握することが求められている。<br><br>1 市民への議会報告会を実施していく。議会報告会は試行ではなく、実施しながら改善を図っていく。<br><br>2 議員全員が参加することを基本として実施していく。<br><br>3 実施方法や時期・内容等を検討し準備するため、(仮)議会報告実行委員会を組織する。<br><br>4 (仮)議会報告実行委員会は、検討経過を議長及び幹事長会議に報告する。<br><br>5 実行委員会は、各会派から1名ずつ選出する。<br><br>6 議会報告会の実施を優先することから、常任委員会等の出前議会及び土・日・夜間議会開催の提案については、当面見送る。 | ■議会は、市民の意向を議会活動に反映できるよう努めるとともに、議会活動を市民に報告するものとする。<br><br>■議会は合議体機関として、市民に対して責任を果たさなければならない。<br><br>■議会は、議会運営、政策提言等の議会活動に関し、市民に説明する責務を有する。 |                            |
|                                     | 17           | 議会報告会・意見交換会の開催                             | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 18           | 地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する                      | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 19           | 委員会の出前議会                                   | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 20           | 常任委員会、特別委員会の出前審議                           | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 21           | 議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施              | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 22           | 市議会(機関)として、一定エリアをカバーする地域議会報告会を開催する         | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 23           | 土・日・夜間市議会の開催                               | ○  |   |   |   |                            |
|                                     | 24           | 土日・夜間議会の開催                                 | ○  |   |   |   |                            |
| 25                                  | 夜間・土日議会を開催する | ○  |    |   |   |   |                            |

## 第 13 回 検 討 資 料

第13回代表者会議提案  
(平成24年7月24日)

| 分野                            | 提案番号 | 分野別提案事項一覧表                               | 提案会派 | 意見等   |
|-------------------------------|------|--|------|---|
| 1. 少数会派について(整理表協議事項番号2) ※継続協議 |      |  |      |   |
| ②会派について                       | 9    | 交渉団体(会派)は2名以上とする                         | 創政会  | <input type="checkbox"/> 交渉団体(会派)は2名以上とする<br><input type="checkbox"/> 代表質問・幹事長会議・議運は交渉団体が参加資格要件<br><input type="checkbox"/> 幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、「幹事長」とする<br><input type="checkbox"/> 1議案に対する会派意見は1つとする<br><input type="checkbox"/> 少数会派の意見尊重 |
|                               | 10   | 代表質問・幹事長会議・議会運営委員会は交渉団体が参加資格の要件          | 創政会  |   |
|                               | 11   | 1議案に対する会派意見は1とする                         | 創政会  |   |
|                               | 12   | 議会制民主主義・公平性の立場から少数会派の意見尊重                | 共産党  |   |
|                               | 13   | 多様な市民意見を反映する観点からも議員間の公平性等に配慮し少数会派の意見尊重する | 元気派  |   |
|                               | 14   | 議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する                | 生活者  |   |
|                               | 15   | 幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、複数会派同様「幹事長」とする    | 共産党  |   |

# 第 13 回 検 討 資 料

第13回代表者会議提案  
(平成24年7月24日)

| 分野                                     | 提案番号 | 分野別提案事項一覧表                                  | 提案会派 | 意見等   |
|--|------|---|------|---|
| <b>2. 常任委員会等の動画配信等について(整理表協議事項番号8)</b> |      |   |      |   |
| ⑥<br>広報・公聴機能の充実                        | 57   | 常任委員会等の中継動画配信サービスを利用した常任委員会中継の試行。将来的には中継実施。 | 創政会  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/> 動画配信中継試行・実施、インターネット、ユーチューブ、録画中継                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 本会議ネット中継を市内公共施設で                 </div> |
|  | 58   | 常任委員会も本会議と同様な手法（インターネット中継）に準じて市民に公開する       | 共産党  |   |
|  | 60   | 議会中継手法の見直し、委員会の中継（インターフェース見直し・u-streamライブ等） | みんな  |   |
|  | 61   | 各委員会の録画中継を実施すること                            | 元気派  |   |
|  | 62   | 委員会のインターネット中継を行う                            | 生活者  |   |
|  | 63   | 本会議ネット中継を市内公共施設で放映                          | 創政会  |   |
| <b>3. 資料等のデジタル化推進について(整理表協議事項番号9)</b>  |      |   |      |   |
| ⑥<br>広報・公聴機能の充実                        | 64   | 議案等資料デジタルデータ化の推進                            | 創政会  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 議案等資料、議員配布資料、傍聴者配付資料、ペーパーレス化等                 </div>  |
|  | 65   | 議員配付資料の簡素化・電子データ化（市議会議録配付は会派1冊＋希望者に変更）      | 民主・社 |   |
|  | 66   | 事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に      | みんな  |   |

# 第 13 回 検 討 資 料

第13回代表者会議提案  
(平成24年7月24日)

| 分野   | 提案番号 | 分野別提案事項一覧表                                  | 提案会派 | 意見等   |
|--|------|---|------|---|
| 4. 本会議場におけるプレゼンテーションツール導入について(整理表協議事項番号13) |      |   |      |   |
| ⑦<br>議会と市長・執行部との関係                         | 85   | 代表・一般質問時のパソコン等による資料提示の検討                    | 創政会  | <input type="checkbox"/> 代表・一般質問時パソコン等による資料提示 |
|  | 87   | 本会議場へのプレゼンテーションツール（PC&ソフト、プロジェクター、OHPなど）の導入 | みんな  | <input type="checkbox"/> プレゼンツール(PC&ソフト、OHP等) |
| 5. 議会広報特別委員会設置について(整理表協議事項番号6)             |      |   |      |   |
| ⑥  | 45   | 議会広報特別委員会を設置し、情報公開のあり方を検討し実行する              | 生活者  | <input type="checkbox"/> 情報公開のあり方検討           |
| 6. パネル等補助資料使用時届出について(整理表協議事項番号14)          |      |   |      |   |
| ⑦  | 86   | 本会議場（委員会室）でパネル等補助資料（機材）を使用する場合は議長に申し出る      | 共産党  | <input type="checkbox"/> 使用する場合は、議長に申し出る      |

# 第 13 回 検 討 資 料

第13回代表者会議提案  
(平成24年7月24日)

| 分野                               | 提案番号                               | 分野別提案事項一覧表                                       | 提案会派                  | 意見等  |  |
|----------------------------------|------------------------------------|--|-----------------------|--|--|
| 7. 代表質問の再質問・まとめについて(整理表協議事項番号15) |                                    |  |                       |  |  |
| ⑦<br>議会と市長・執行部との関係               | 88                                 | 代表質問の答弁に対して再質問をし、又は「まとめ」をすることができる                | 共産党                   | <input type="checkbox"/> 代表質問答弁に対し、再質問又はまとめをすることができる |  |
|                                  | 8. 本会議場における報告範囲拡大について(整理表協議事項番号12) |  |                       |  |  |
|                                  | ⑦<br>議会と市長・執行部との関係                 | 81   | 諸報告(特別委員会・組合議会等)の口頭報告 | 創政会  | <input type="checkbox"/> 特別委員会・組合議会の口頭報告 |
| 82                               |                                    | 広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う                            | 生活者                   | <input type="checkbox"/> 広域連合・一部事務組合の議会報告            |  |
| 83                               |                                    | 市外郭団体(監理10、関与2、その他関与14合計26団体)の議会報告拡大と議案関連説明書類の充実 | 創政会                   | <input type="checkbox"/> 市外郭団体(26団体)の議会報告、           |  |

市民への議会報告実行委員会要領（案）

平成 24 年 7 月 日

（目的）

第 1 条 開かれた市議会を目指し、市民への議会報告会（以下「報告会」という。）を実施するため、市民への議会報告実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 報告会の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、報告会の実施について議長が必要と認めること。

（構成）

第 3 条 実行委員会は、各会派の幹事長が指名する当該会派に属する議員（以下「委員」という。）各 1 人をもって構成する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、議員の任期とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 実行委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第 6 条 実行委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、実行委員会の運営に必要と認めたときは、委員以外の者を実行委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(正副議長及び幹事長会議への報告等)

第8条 実行委員会は、実行委員会における検討結果及び協議の過程を議長及び副議長並びに幹事長会議に報告しなければならない。

2 議長に対して前項の規定による報告をした場合において、実行委員会は、その内容について議長の了承を得るものとする。

(庶務)

第9条 実行委員会の庶務は、実行委員会において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月 日から施行する。



## 少数会派について座長提案

## 1 会派の考え方

- (1) 調布市議会における「会派」という位置づけを改めて確認し、明文化することにより市民への説明責任、あるいは議会の透明性を図る。
- (2) 会派を結成することができることを改めて確認するとともに、会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。
- (3) 議会活動及び議会運営の効率化・活性化を図るためにも「交渉会派」という位置付けを確認し、会派の役割を明確にする。

## 2 交渉会派の定義

「交渉会派」とは、議会内で同じ政策を持つ複数議員の集団（グループ）をいう。

## 3 交渉会派の要件

2人以上の議員で結成する会派を、交渉会派とする。

## 4 交渉会派の役割

- (1) 交渉会派は、幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーとし、代表質問をすることができる。
- (2) 交渉会派は、交渉会派及び交渉会派以外の会派の意見を尊重する。

## 5 交渉会派の意見

議会活動における交渉会派の意見は原則1つとする。

## 6 単国会派について

交渉会派以外の会派（単国会派）は、幹事長会議及び議会運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。

## 7 呼称

幹事長会議における交渉会派以外の会派（単国会派）呼称は従来どおりとする。